資本バッファー第三区分	連結資本バッファー比率が最低連結資本バッファー比率の四分の一の比率以上最低連結資本バッファー比率の二分の一の比率未満である場合
資本バッファー第四区分	連結資本バッファー比率が最低連結資本バッファー比率の四分の一の比率未満である場合

社外流出制限計画（社外流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の二十パーセントの額から、その連結会計年度において既に支出した社外流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として社外流出額を制限する内容をいう。）を含む連結資本バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令

社外流出制限計画（社外流出額を零に制限する内容を含む連結資本バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令

第三条第二項中「前項の」を「前項第一号に掲げる」に改め、同条第三項中「第一項の」を「第一項第一号に掲げる」に、「次項及び第五項において」を「以下」に改め、同条第四項中「第一項の」を「第一項第一号に掲げる」に改め、同条第五項中「第一項の」を「第一項第一号に掲げる」に改め、「自己資本比率基準に係る算式により得られる比率」の下に「であって、次項に規定する連結資本バッファー比率以外の比率を」を、「国際統一基準をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条中第七項を削り、第六項を第十項とし、第五項の次に次の四項を加える。

6　第一項第二号に掲げる表中「連結資本バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

7　第一項第二号に掲げる表中「最低連結資本バッファー比率」とは、自己資本比率基準に係る算式において、連結資本バッファー比率（前項に規定する連結資本バッファー比率をいう。次条第四項及び第五条において同じ。）について指標となる一定水準の比率をいう。

8　第一項第二号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行持株会社及びその子会社等（当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率（第五項に規定する連結自己資本比率をいう。次条において同じ。）の算出に当たり当該銀行持株会社の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率（第五項に規定する連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（当該銀行持株会社及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

一　剰余金の配当

二　自己株式（銀行持株会社及びその子会社等（会社に限る。次号において同じ。）が有する自己の株式をいう。）の取得（取得請求権付株式及び取得条項付株式の取得、会社法第四百六十一条第一項の規定により、その行為により株主に対して交付する金銭等の帳簿価額の総額が、その行為が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされる同項各号（第八号を除く。）に掲げる行為による取得並びに同法第四百六十四条第一項の規定により、業務執行者が、同項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間において一定価格による株式の売買取引を成立させることができる権利の行使による取得を含む。）

三　連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率に算入できる株式に係る自己新株予約権（銀行持株会社及びその子会社等が有する自己の新株予約権をいう。）の取得

四　その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段（第五項に規定する連結Ｔｉｅｒ１比率に算入できる資本調達手段をいい、連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率に算入できる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

五　当該銀行持株会社の役員及び経営上重要な従業員並びに当該銀行持株会社の子会社等の経営上重要な役員及び従業員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払

六　その他前各号に掲げる事由に準ずるもの

9　第一項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外流出制限計画（同表各項（資本バッファー非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する社外流出制限計画をいう。）の実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前連結会計年度において費用として計上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

第四条第一項中「（前条第五項に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「前条第一項の」を「前条第一項第一号に掲げる」に改め、「同項」の下に「（連結自己資本比率に係る部分に限る。）」を加え、同条第二項及び第三項中「前条第一項の」を「前条第一項第一号に掲げる」に改め、同条第四項中「前条第一項の」を「前条第一項各号に掲げる」に改め、「同表の区分」の下に「又は連結資本バッファー比率以上の連結資本バッファー比率に係る同表の区分」を加える。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

第五条　銀行持株会社は、社外流出制限計画（第三条第一項第二号に掲げる表各項（資本バッファー非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する社外流出制限計画をいう。以下この条において同じ。）の実行に係る連結会計年度に続く連結会計年度において、業務報告書（法第五十二条の二十七第一項の規定による業務報告書をいう。以下この条において同じ。）に記載した連結資本バッファー比率に対応する同表の自己資本の充実の状況に係る区分（同表の資本バッファー非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した連結資本バッファー比率に係る区分」という。）が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該銀行持株会社は、業務報告書に記載した連結資本バッファー比率に係る区分に係る社外流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該銀行持株会社について、同表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した連結資本バッファー比率に係る区分に掲げる命令とする。

（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部改正）

第二条　信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「次条」の下に「及び第五条」を、「、次の」の下に「各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる」を、「とおり」の下に「（第二号に掲げる区分にあっては、第三項に規定する海外拠点を有する信用金庫連合会の自己資本の充実の状況に係る区分に係るものに限る。）」を加え、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一　単体自己資本比率（第六項に規定する単体自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分	命令
信用金庫又は海外拠点を有しない信用金庫連合会	国内基準に係る単体自己資本比率四パーセント以上
海外拠点を有する信用金庫連合会	国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲
非対象区分	